

広島県告示第四百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

令和六年四月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

世羅郡世羅町大字川尻字見堂平山一〇八八六の三、一〇八八六の七、一〇八八六の九、一〇八八六の一〇、一〇八八六の一二、一〇八八六の一三、一〇八八七の三、一〇八九〇の二、一〇九一四の一

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅